

自主共済を
維持、発展
させることが
国民共通の
願い



全国保険医団体連合会
会長 住江 憲勇

「自立・自助・自己責任論」と「小さな政府論」による政府の社会保障給付削減と、「国際競争力のため」としての企業の社会保障費用に対する責任放棄の狭間であって今の国民生活の困難があります。何としても国民・勤労者として生命、健康、くらし、営業、尊厳を守るべく英知と努力を積み重ね今日まで築き上げてきました。この自主共済を維持、発展させることが国民共通の願いであります。

会員相互の
制度を新保険業
法で潰すことは
許せません



日本勤労者山岳連盟
理事長 斉藤義孝

わたしたちは国内の山から海外登山まで楽しむ、会員約2万人の登山団体です。しかし自然を相手の登山では、会員が遭難に見舞われ尊い生命が失われる場合もあります。遭難への対応として、わたしたちは独自の山岳共済制度を作り30年も健全に運営してきました。会員互助のこの制度を新保険業法で潰すことは、登山文化破壊であり許せません。

保険業法改定の趣旨に沿って、 自主共済の適用除外を求める要請

2006年4月1日に施行された新保険業法によって、各団体が、その組織の目的の一つとして構成員のために自主的に運営している共済制度が、存続の危機に追い込まれています。

保険業法改定の趣旨は、「共済」などの名前で不特定多数の消費者に保険類似商品の販売や勧誘を行って被害を与えた、いわゆる「ニセ共済」への規制が目的でした。これらの「ニセ共済」は、商売を通じた顧客を相手にしていることや、実際には勧誘した商品を扱っていないこと、所在不明になっていることなどの特徴があります。こうした「ニセ共済」から消費者を守ることが法改定の趣旨であり目的です。新保険業法で自主共済を保険会社などと同列に規制することは、制度の存続を脅かし、制度廃止を強要するものです。

これまで、長年に亘り健全に運営をしてきた仲間同士の助け合いの「自主共済」に、「儲けの論理」を押し付けることは認められません。

名 前	住 所

政府は
構成員自治に
基づく
自主共済を
規制するな



全日本民主医療機関連合会
事務局長 長瀬 文雄

私たちは働くもの同士の助け合いとして「企業内共済」をつくり、営利を目的にしない自主的な運営をしています。いまこの「企業内共済」の連合体が法規制されています。こうした構成員自治に基づく“非営利”の共済事業と不特定多数を対象とした保険業は全く異なるものであり、保険業法で規制することに反対です。

劣悪な
社会保障を補う
まともな
自主共済を
規制するな



全国商工団体連合会
会長 国分 稔

私たちは、劣悪な社会保障制度から「身体が資本」の中小業者の健康を保ち、助け合いを強め、いのちと健康を守るために共済会をつくりました。そして、お互いの要求に基づき、中小業者にふさわしい制度へと、発展させてきました。各組織が団体自治により民主的かつ公正に運営しているまともな自主共済を保険業法の規制の対象にすべきではありません。